

外国人留学生・研究者のみなさん

7月9日より入国管理法が変わります

平成24年（2012年）7月9日より、入国管理法が改正され、新しい在留管理制度がスタートします。現在、学生・研究者として千葉大学に所属している外国人のみなさんは、以下の点を確認してください。

①在留カード制度が導入されます

7月9日以降に新しい在留資格で日本に入国する外国人の方には、「在留カード」というカードが交付されます。現在、外国人登録をしている皆さんは、外国人登録証明書がこの在留カードの代わりになりますので、引き続き大切に携帯してください。

②外国人登録制度が廃止され、「住民票」が作成されます

外国人登録制度の代わりに、日本に中長期的に滞在する外国人のみなさんには、日本人と同じように「住民票（じゅうみんひょう）」が作成されます。住民票とは、市区町村ごとに作成されている住民に関する記録です。住民票は、みなさんがしている外国人登録の情報をもとに作成されますが、**千葉市では5月下旬から、住民票に記載される内容についての確認の通知を、対象となる外国人のみなさんへ郵便で送付します。この通知書が届いたら、内容を確認して、必要な場合には必ず返信をしてください。6月に入っても通知が届かない場合には、区役所に連絡をしてください。**

7月9日以降は、「住民票」が「外国人登録原票記載事項証明書」の代わりになります。

③再入国に関する制度が変わります。

7月9日以降は、出国後1年以内または在留期限のいずれか早い方までに日本に再入国をする場合に限っては、再入国許可が不要となります。

新しい在留管理制度については、入国管理局のホームページで詳しく説明していますので、必ず確認をしてください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

携帯電話からは、以下のQRコードからもアクセスできます。



日本語版



中国語版



韓国語版



English version

問い合わせ先：千葉大学 インターナショナル・サポートデスク（ISD）
isd@office.chiba-u.jp, <http://www.chiba-u.ac.jp/international/isd/index.html>
西千葉：043-290-2195, 亥鼻ブランチ：043-226-2009, 松戸：047-308-8742